

第10回公文書管理委員会 会議録

- 1 開催日時 令和7年7月25日（金）午後1時00分から午後2時45分まで
- 2 開催場所 兵庫県庁第1号館11階会議室
- 3 出席した委員の氏名 中川丈久会長、三上喜美男委員、梅谷順子委員、西片和代委員、申吉浩委員
- 4 事務局等出席者職氏名 総務部長 有田一成、総務部次長 増澤清嗣、
法務文書課長 山口充、副課長 戸江倫太郎、
文書管理班長 磯本光浩

5 議題

県保有情報の漏えいに係る調査報告書（指摘事項）について

6 議事要旨

配布資料に情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）に基づく非公開事項が含まれていることから、公文書管理委員会運営規程第5条第1項第1号に該当するため、非公開で開催する旨決定した。

事務局から説明の後、質疑、意見交換を行った。

主な意見等は下記7のとおり。

7 主な意見等

(1) 資料1について

（委員）

資料1で非公開とした部分（調査報告書の非公開部分の抜粋）について、情報セキュリティのインシデント対応としては、公開すべきではないかと考えるがどうか。

（事務局）

県のシステム対応が途上である中セキュリティ上の問題を公開することでさらなる情報漏えいが発生する恐れがあること、刑事告発後の現在進行形の事案であること、また第三者委員会からもシステム対応が完了するまでは非公開にする配慮が必要との指摘をいただいたところであり、事務局としては該当箇所を非公開で進めたいと考えている。

（会長）

異論はあるが、事務局の説明を一定理解したので、時限的なものとして、非公開とすることは委員会として承諾した。

(2) 今後の対応について

（委員）

- ・ 事務局からは公文書管理指針改定についての検討案が配布されているが、意図的な公文書（情報）の持ち出し事案の発生を受け、公文書管理制度の面から何らかの対応を検討するかどうか。
- ・ 持ち出しの禁止ばかりでなく、公益通報の側面からも考えるべきで、公益

通報者保護法の制度趣旨や精神を勘案した対応にも配慮すべきではないか。

(事務局)

公益通報者保護法上の公益通報に当たる場合は、守秘義務違反にならない。ただし、職員が公益通報に当たると思って行動しても、該当するかは結果論。実務的には、そういったことを公文書管理対策の中で言及するのはなかなか難しいのではないかと考える。なお、今回の事案では、第三者委員会で公益通報には当たらない旨報告をいただいているところである。

(委員)

公益通報との関係を意識しておくことは必要。別部局でなされる公益通報制度の運用の議論に注目して、結論が出た際に公文書管理として対応すべきことがあるれば、適宜対応を行う方向で考える。

今後の対応について、事務局の提案を踏まえて公文書管理指針に書くのがいいのか、どのように考えるか。

(事務局)

資料2には検討案として、指針の改正により、適切な公文書の保存について注意喚起を強めることを記載した。ただし、指針は具体的な記載というより、方針の記載であるので、毎年各所属が提出する自己点検シートにおいて、漏えいの未然防止という点も意識して適切に管理しているかというようなことを盛り込む案もあるのではないかと考えている。

(会長)

一旦、指針と自己点検シートの改正案を次回委員会で提案すること。次回の委員会で、例年の管理状況の報告と併せて議論したい。

8 その他

本日の意見を踏まえた今後の対応案を、次回の委員会で提案し、議論していくこととした。